

市と指定管理者におけるリスク分担表

リスクの種類	概要	市	指定管理者
書類の誤り	市が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
法令等の変更	管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	広く一般に影響を与える法令の新設、変更		○
税制度の変更	施設管理、運営費に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更(消費税等)		○
物価変動	物価の変動によるもの		○
金利の変動	指定期間中の金利変動によるもの		○
入所者(通所者)等への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出など)		○
第三者賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
債務不履行	市の協定内容の不履行及び市の帰責による業務基準の変更等	○	
	指定管理者の協定内容不履行、事業放棄及び経営破たん		○
事業内容の変更	市の政策変更により事業の内容が変更される場合	○	
人件費	物価変動による資金改定		○
事業の中止、延期	市の帰責事由による事業の中止、延期	○	
	指定管理者の帰責事由による事業の中止、延期		○
不可抗力	自然災害等不可抗力による業務の中止、変更(建物等の復旧に多額の費用を要する場合は、業務の全部の停止を命じることがあります。建物等を復旧する場合は、その経費は市と指定管理者が協議を行うこととします。)	○※1	
火災等のリスク	自然災害・放火等の不可抗力によるもの	○	
	指定管理者の瑕疵によるもの		○
運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
資金調達	市が協定で定める時期に支払いを行うまでの管理運営に必要な資金の調達		○
維持管理、運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
施設、設備、備品等の損傷	指定管理者として管理を怠ったことによるもの		○
	経年劣化によるもの(1件当たり100万円以下の修繕(ひまわり)、1件当たり50万円以下の修繕(やすらぎ、たてした))		○
	経年劣化によるもの(1件当たり100万円を超える修繕(ひまわり)、1件当たり50万円を超える修繕(やすらぎ、たてした))	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(1件当たり100万円以下の修繕)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(1件当たり100万円を超える修繕)	○	
施設の瑕疵	施設の構造に問題があるもの	○	
臨時休館	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
申請費用	指定管理者の指定に係る費用		○
事業終了時	指定管理者の指定期間の終了及び指定期間中の指定取消しの場合の次期指定管理者への引継、原状回復		○

※1 市と指定管理者の間で協議し、指定管理者に負担を求める場合があります。

※2 リスク分担表に定めのないリスクが生じた場合には、市と指定管理者の協議で決定します。